

オンライン請求システム利用規約

（目的及び定義）

- 第1条 本規約は、都道府県国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会（以下「国保連合会等」といいます。）が運営するオンライン請求システムを利用する場合に、必要な事項を定めるものです。
- 2 本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。
- 一 「オンライン請求システム」とは、保険医療機関・保険薬局、特定健診・特定保健指導機関、審査支払機関及び保険者等を全国規模のネットワーク回線で結び、診療報酬等（本システムを利用して決済されるすべての費用をいう。以下同じ。）の情報をオンラインで受け渡す仕組みをいう
 - 二 「本システム」とは、オンライン請求システムをいう
 - 三 「システム利用者」とは、本システムを利用する保険医療機関、保険薬局、特定健診・特定保健指導機関及び保険者並びに国保連合会等が本システムの利用を許可したものをいう

（適用）

- 第2条 本規約は、すべてのシステム利用者に適用されるものとします。
- 2 本規約の実施のために制定される細則、その他付随して作成された本システム利用上の決まりは、本規約の一部を構成するものとして前項のシステム利用者に適用されるものとします。

（規約の遵守）

- 第3条 システム利用者は、本システムの利用に際し事前に本規約を熟読のうえ、本規約に同意して本システムを利用するものとします。
- 2 本システムを利用する場合は、本規約を遵守する必要があります。

（システム利用者の認証）

- 第4条 システム利用者は、本システムの利用に当たり、認証を行うために社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」といいます。）及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」といいます。）共同のオンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局が発行する電子証明書及びID／パスワードが必要になります。電子証明書の取得に当たって発生する費用は、システム利用者が負担するものとします。
- 2 国保連合会等は、前項に掲げる電子証明書及びID／パスワードの確認をもってシステム利用者の認証を行います。
- 3 前項の認証は、国保連合会等の定める方法により行います。

（運用制限）

第5条 国保連合会等は、本システムの維持、補修の必要があるとき、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延の生じたとき、その他理由のいかんを問わず、その裁量により、システム利用者への予告を行うことなく、本システム運用の停止、休止若しくは中断又は本システムの利用制限を行うことがあります。

- 2 前項により、システム利用者が請求省令等で定める期日までに請求できない場合は、電子媒体による請求又はシステム復旧後のオンラインによる請求を受け付けます。

（情報到達の責任分界点）

第6条 システム利用者から国保連合会等への情報の到達は、国保連合会等の電子計算機に備えたファイルへ記録された時点をもって責任を果たしたものととなります。

- 2 国保連合会等からシステム利用者への情報の到達は、システム利用者が備えた記憶装置若しくは電子媒体等へ記録された時点をもって責任を果たしたものととなります。

（情報経路の責任分界点）

第7条 国保連合会等の責任の範囲は、システム利用者の回線と国保連合会等の準備した回線の接続地点から国保連合会等までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について責任を負うものとします。

- 2 システム利用者の責任の範囲は、システム利用者の回線と国保連合会等の準備した回線の接続地点からシステム利用者までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について責任を負うものとします。

（システム利用者の責任）

第8条 システム利用者は、次の各号に掲げる事項に留意して利用してはなりません。

- 一 本システムの定期的又は臨時的な停止、利用制限、その他通信回線の障害等により予告の有無を問わず、本システムが利用できなくなる場合があること
- 二 本システムが不正に利用されることのないよう、電子証明書、ID／パスワード、その他本システムを利用するために必要なすべての機器を適切に管理すること
- 三 システム利用者は、「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の該当する事項の規定に従い、適切にシステムを利用する責任を有すること

（禁止事項）

第9条 システム利用者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 本システムを診療報酬等の請求に関する目的以外の用途で使用すること
- 二 本システムに対し、不正にアクセスを行うこと
- 三 本システムの管理及び運営を妨害すること

四 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信すること

五 第4条第1項に掲げる電子証明書及びID／パスワードを第三者に使用させること
並びに第三者への貸与、譲渡、売買及び担保の目的に供すること

（システム利用の拒否）

第10条 国保連合会等は、前条に定める行為、又は本システムの運用に支障をきたす若しくは支障をきたす恐れがある行為を行ったシステム利用者に対して、その判断により、本システムの利用を拒否することがあります。

（免責事項）

第11条 国保連合会等は、次に掲げる事項により生ずるシステム利用者の損害については、その責を負いません。

一 国保連合会等の責によらず、第4条第1項に規定する電子証明書又はID／パスワード、その他システム利用者に関する情報が漏洩し、又は盗用されたことによって生じた損害

二 正当な利用者以外の第三者が、第4条第3項に掲げる方法により、国保連合会等が認証を行って受け付けた診療報酬等の請求に関する損害

三 第5条第1項に掲げる運用制限により生じた損害

（変更）

第12条 国保連合会等は、必要があると認めるときは、その裁量により、システム利用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項の変更又は新たな条項の追加をすることがあります。

なお、本規約を変更した場合は、変更後の規約を本システムに掲載することとします。

2 前項による本規約に規定する条項の変更後に、システム利用者が本システムの利用を継続したときは、システム利用者は、変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。

（システムの利用時間）

第13条 システム利用者は、第5条第1項に規定する本システムの運用の停止、休止又は中断の時間を除き、本システムを利用して診療報酬等の請求に関することを行うことができます。本システムの利用時間及び利用日程については、別途定めるとおりとします。

（知的財産権）

第14条 国保連合会等が、システム利用者に貸与、提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本規約及び本システムの操作手順書を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、支払基金及び国保中央会又は当該権利を有する者に帰属します。

- 2 システム利用者は、本システムの利用に際し、国保連合会等がシステム利用者に貸与、提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり扱うものとします。
- 一 この規約に従って、本システムを利用するためにのみ使用すること
 - 二 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと
 - 三 営利目的の有無に関らず、第三者に貸与・譲渡し又は担保の目的に供しないこと

(準拠法及び管轄)

第15条 本規約には、日本国法が適用されるものとします。

- 2 本規約に関する訴訟は、国保連合会の所在地を所管する地方裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

本規約は平成19年3月13日から施行します。

附則（一部改定）

本規約は平成20年4月1日から施行します。

附則（一部改定）

本規約は平成20年12月12日から施行します。

附則（一部改定）

本規約は平成22年7月5日から施行します。

附則（一部改定）

本規約は平成25年5月5日から施行します。

附則（一部改定）

本規約は令和4年4月14日から施行します。

レセプトのオンライン請求に係る利用時間及び利用日程

1 診療報酬等の請求及び受付・事務点検ASP

- ・ 5日～7日 8：00～21：00
- ・ 8日～10日 8：00～24：00

2 受付・事務点検ASP結果の訂正可能期間

- ・ 5日～12日 8：00～21：00
- ただし、8日～10日は24：00まで

3 確認試験及び導通試験

- ・ 5日～月末 8：00～21：00

4 増減点連絡書データ（CSV）ダウンロード

- ・ 5日～月末 8：00～21：00
- ただし、8日～10日は24：00まで

5 返戻レセプトデータ（CSV）ダウンロード

- ・ 5日～月末 8：00～21：00
- ただし、8日～10日は24：00まで

6 返戻内訳書データ（CSV）ダウンロード

- ・ 5日～月末 8：00～21：00
- ただし、8日～10日は24：00まで

7 再審査等請求期間

- ・ 5日～月末 8：00～21：00
- ただし、8日～10日は24：00まで

※ いずれの日程も、土曜、日曜及び祝日を含みます。

※ 年末年始（12月29日～1月3日）は、システムメンテナンスのため、運用していません。

詳細については、都道府県国民健康保険団体連合会にご照会下さい。

特定健診等のオンライン請求に係る利用時間及び利用日程

1 特定健診・特定保健指導結果・決済データの請求及び受付

前月6日～当月5日 平日9：00～21：00

2 確認試験

随時 平日9：00～21：00

3 特定健診・特定保健指導支払関係帳票等配信期間

翌月11日～翌月末日 9：00～21：00

（注：連合会ごとに配信期間が異なりますのでご注意ください。）

※ 土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は運用しておりません。

※ 上記3の配信開始日・終了日が土曜、日曜、祝日及び年末年始の場合は、直前の営業日とします。

< 定義 >

前月一健診等実施月（前月6日～当月5日）

当月一国保連合会等処理月

翌月一決済月

詳細については、都道府県国民健康保険団体連合会にご照会下さい。